

京都市会委員会条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市
条例第80号）（市会事務局議事課）

京都市事務分掌条例の一部改正に伴い、次のとおり常任委員会の所管を
改めることとしました。

- 1 行財政局の所管に属する事項を経済総務委員会の所管とします。
- 2 環境政策局の所管に属する事項をくらし環境委員会の所管とします。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 80 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総合企画局，総務局，理財局」を「行財政局，総合企画局」に改め，同条第2号中「環境局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この条例は，平成21年4月1日から施行する。

(市会事務局議事課)